

規程第42号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会  
美野里ともいきプラザ設置規程

（目的及び設置）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条第1項第1号及び第48条第1項第2号の規定に基づき、市民の地域福祉への啓蒙、高齢者及び障害者等の社会参加、生きがい作り並びに地域福祉事業の推進を図るため、美野里ともいきプラザ（以下「ともいきプラザ」という。）を設置することに関する事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第2条 ともいきプラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 美野里ともいきプラザ
- （2）所在地 茨城県小美玉市羽鳥2，673番地3

（運営委員会）

第3条 ともいきプラザの運営に関し調査審議するとともに、運営改善について協議するために、ともいきプラザ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

（管理）

第4条 ともいきプラザは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 ともいきプラザは、本会が管理し、管理責任者は本会会長とする。

（使用の許可）

第5条 ともいきプラザを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、ともいきプラザの運営及びその設置目的を妨げない限度において、施設の全部又は一部を貸し付けることができる。

3 貸付の期間は1年を超えない範囲とし、更新できるものとする。

（使用の制限及び取り消し）

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合又は運営上特別な必要が生じた場合は、使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められた場合
- (2) 施設を毀損するおそれがある場合
- (3) 前各号に掲げるほか、その使用が不相当と認められる場合

2 貸付期間中に次の各号のいずれかに該当した場合は、その使用許可の取り消し又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用料を滞納したとき
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) 災害等の緊急時に公共の目的で使用する必要があるとき
- (4) 施設の管理上特に必要があるとき
- (5) その他会長がその使用を不相当と認めたとき

（借受人の遵守事項）

第7条 施設の借受人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 借り受けた施設を転貸しないこと
- (2) 借り受けの権利を譲渡しないこと
- (3) 借り受けた施設の原状を変更しないこと
- (4) 借り受けた施設を目的以外の用途に供しないこと

（貸付施設等の返還）

第8条 借受人は、契約期間の満了、解約その他の事由により当該借受施設等を返還しようとするときは、返還しようとする日の1月前に、会長に届け出なければならない。

（使用料）

第9条 施設の使用料は原則として有料とし、近隣地域における賃料の水準その他の事情を考慮し決定する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特別な事情があると認めた場合には、使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第10条 一旦納入された使用料は、使用者の都合により使用を取りやめた場合及び使用者の責めに帰すべき事由により、本会が貸付を変更又は取消した場合には返還しない。ただし、本会の都合により貸付を変更又は取消した場合には、使用料の全部又は一部を返還する。

（損害賠償）

第11条 使用者は、貸与された施設、設備及び物品等を破損又は滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると

認められた場合は、この限りではない。

（委任）

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月12日から施行する。